

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 30 年 8 月 22 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 13 番
質 問 者 白石えつ子

記

1. 障がい者雇用の水増し問題について

昨今、各省庁に留まらず各地方自治体でも障がい者雇用水増し問題が発覚しました。ノーマライゼーションをうたい、率先して障がい者を雇用すべき立場であり、障害者への理解を進め、各都道府県や自治体への周知を図ってきたにも関わらずです。本市の実態を以下質問します。

1. 本市での障がい者の雇用人数を、障がい種別と所属別で伺う。
2. 当事者の手帳取得の確認は、どのようにされているか伺う。
3. 今回の障がい者雇用水増し問題を本市としてどう捉えているか、市長に伺います。

2. 医療的ケアが必要でも、共に学ぶ環境を

医療技術の進歩により、多くの小さな子どもたちのいのちが救われるようになったことは喜ばしいことですが、成長しても、障がいや理由に公平に学ぶチャンスが奪われている現状があります。共に学ぶ環境をどう整備していくべきか以下質問します。

1. 医療的ケア児の定義を伺う。
2. 医療的ケア児（0～19 歳）の平成 29 年度全国推計と本市の人数を伺う。
（注意：人工呼吸器装着児等種別人数）。
3. 平成 29・30 年度「医療的ケア児保育支援モデル事業」の概要、対象者と利用者数を伺う。
4. 文科省「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議中間まとめについて（通知）」概要を伺う。
 - ① 学校における医療的ケアに係る関係者の役割について

- ② 医療関係者との関係について
 - ③ 保護者との関係について
 - ④ 教育委員会における管理体制の在り方について
 - ⑤ 学校における実施体制の在り方について
5. 医療的ケアが必要な子どもを受け入れるためのガイドライン等策定には、どのような見解をお持ちか教育長に伺います。

3. 新たな公害「香害」を子どもの視点で対策を

近年、香りが強く、より長く香る柔軟剤などの臭いがまん延することで、めまいや吐き気、アレルギー症状（科学物質過敏症など）を引き起こすことが社会問題になっています。からだの小さい子どもは、許容量が少ないため、より注意が必要と言われています。本市の香害対策について以下質問します。

1. 香害はどのようなものと捉えているか伺う。
2. 本市では、香りや化学物質過敏症など健康被害は、市民から寄せられているか伺う。
3. 小学校では、給食着を交替で使用しているが、クリーニング方法はどのようなになっているのか、伺う。
4. 香りの中で消臭をうたう商品には、毒性劇物イソシアネートが含まれている。イソシアネートが化学物質過敏症を増やしているとの報告もある。どのようなものに使用されているか把握しているか伺う。
5. 知らない間に、香りが誰かを苦しめている可能性や子どもは許容量が少ないためより保護することが急務と考えます。対策として、香料自粛のポスターやホームページでも掲示し、啓発をおこなう必要があります。見解を伺う。
6. 東村山市環境基本計画には、市民のできることの欄に、有害化学物質の使用されている物の購入、使用は控えなどと目標が明記されています。基本計画に香害を含め進めていくことが求められていると考えます。市長の見解を伺います。